○海上保安庁告示第七十五号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大阪新島埋立区域Ｈ灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三八―一〇
東経　一三五―二一―二三
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・二キロメートル）
北緯　三四―三八―一一
東経　一三五―二一―二三
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで五・四メートル
変更年月日　平成二十二年一月二十九日

名称　屋形石灯標
位置
所在地　広島県江田島市（屋形石）
北緯　三四―一七―五四
東経　一三二―二八―四五
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年一月二十九日

○海上保安庁告示第七十六号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　綾里港南防波堤灯台
位置
所在地　岩手県大船渡市（綾里港南防波堤外端）
北緯　三九―〇二―二三
東経　一四一―四七―四六
廃止年月日　平成二十二年二月一日

○海上保安庁告示第七十七号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　大阪新島埋立区域Ｉ灯標
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・〇キロメートル）
北緯　三四―三八―一八
東経　一三五―二一―三〇
変更した事項
位置
所在地　阪神港大阪区（大阪灯台の西南西方約二・〇キロメートル）
北緯　三四―三八―一九
東経　一三五―二一―三一
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで五・四メートル
変更年月日　平成二十二年一月三十日

名称　音稲府岬灯台
位置
所在地　北海道紋別郡雄武町（音稲府岬）
北緯　四四―三七―二三
東経　一四二―五五―五一
変更した事項
光度　九、一〇〇カンデラ
光達距離　一四・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月一日

名称　神戸六甲アイランド南工事区域Ｃ灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東方約三・二キロメートル）
北緯　三四―四〇―一三
東経　一三五―一六―四七
変更した事項
名称　神戸六甲アイランド南工事区域Ｅ灯浮標
位置
所在地　阪神港神戸区（神戸第六防波堤灯台の東方約三・五キロメートル）
北緯　三四―三九―五七
東経　一三五―一七―〇〇
変更年月日　平成二十二年二月一日

名称　平島灯台
位置
所在地　長崎県西海市（平島相埼）
北緯　三二―五九―五七
東経　一二九―一三―二〇
変更した事項
灯質　単閃白光　毎三秒に一閃光
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一九メートル　平均水面上から灯火まで五四メートル
変更年月日　平成二十二年二月一日

○海上保安庁告示第七十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　渡島石崎港南防波堤灯台
位置
所在地　北海道函館市（石崎港南防波堤外端）
北緯　四一―四五―〇八
東経　一四〇―五二―一七
変更した事項
光度　八九〇カンデラ
光達距離　九・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月四日

名称　鳥羽港東防波堤灯台
位置
所在地　三重県鳥羽港（東防波堤外端）
北緯　三四―二九―二九
東経　一三六―五〇―四一
変更した事項
位置
所在地　三重県鳥羽港（防波堤（東）外端）
北緯　三四―二九―三一
東経　一三六―五〇―四九
光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光二・〇カンデラ
光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・四メートル　平均水面上から灯火まで九・五メートル
変更年月日　平成二十二年二月四日

名称　大石灯標
位置
所在地　山口県大島郡周防大島町（大石）
北緯　三三―五五―〇九
東経　一三二―二八―一九
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十二年二月四日

名称　筑前相ノ島港南防波堤灯台
位置
所在地　福岡県糟屋郡新宮町（相ノ島港南防波堤外端）
北緯　三三―四五―二五
東経　一三〇―二一―五五
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・一メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日　平成二十二年二月四日

○海上保安庁告示第七十九号

航路標識の廃止について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十二年三月十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　中海大橋橋梁灯（Ｐ一灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の南南東方約七〇メートル
北緯　三五―二七―〇四
東経　一三三―〇七―三四
廃止年月日　平成二十二年二月五日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｐ二灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ二灯）の南南東方約七〇メートル
北緯　三五―二七―〇四
東経　一三三―〇七―三三
廃止年月日　平成二十二年二月五日

名称　中海大橋橋梁灯（Ｐ三灯）
位置
所在地　中海大橋橋梁灯（Ｃ一灯）の北北西方約五五メートル
北緯　三五―二七―〇八
東経　一三三―〇七―三二
廃止年月日　平成二十二年二月五日